

## 共済組合電話相談実施要領

### 1 目的

公立学校共済組合静岡支部は、組合員の生活の安定と福祉の向上を寄与することを目的に短期給付事業や長期給付事業に加えて各種の福祉事業を実施している。さらに、退職後においても安心した生活を確保できるよう、個々の年金額、加入すべき医療保険制度等具体的な内容を理解してもらうため電話相談を実施する。

### 2 対象者

公立学校共済組合静岡支部組合員及び組合員であった者（配偶者含む）（以下「相談者」という。）で電話相談を希望する者。

### 3 相談内容

公立学校共済組合静岡支部が実施している各事業に関すること。

### 4 実施日及び相談時間

土、日、祝日（年末、年始休暇含む）を除いた日を実施日とし随時、相談を受け付ける。

相談時間は、9時から17時とする。

### 5 申込手続

#### (1) 電話による申込み

相談者が相談時間内に静岡支部に電話し相談を行う。即日対応が不可能な内容については、日程調整の上、後日、静岡支部から相談者宛てに電話をする。

#### (2) FAXによる申込み

別に定める申込書により、相談者が静岡支部に申込み。申込書に記載する相談希望日時に静岡支部から相談者宛てに電話をする。

#### (3) その他

来庁による相談希望についても対応する。

#### (4) 申込先

共済業務班年金担当

電話番号 054-221-3623

FAX 番号 054-221-0020

### 6 施行日

この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。